

移住支援

移住支援金

東京23区(在住者または通勤者)から旭川市へ移住し、就業または起業する方等を対象に、移住支援金を支給します。

補助金額 世帯1,000万円(18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算)
 単身60万円
 起業300万円(最大)

対象者 ①東京23区内に在住②東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていた方
 ③新規就業、起業、テレワーク移住する方

問い合わせ先 旭川市地域振興部地域振興課(北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階) TEL.0166-25-5316
 mail: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

山村定住促進補助金

旭川郊外の江丹別地域への移住を促進するため、江丹別地域へ転入する方などが住宅等を購入する場合、その費用の一部を補助します。

補助金額 費用の50パーセント以内(上限3,000万円)

加算額 新築・建売住宅購入の10%以内(上限100万円)
 世帯に「中学2年生までの子がいるとき」は、1人に対し20万円
 合併浄化槽を設置する場合の加算もあります。

対象者 江丹別地域外から転入し地域の住民として移住する方や「季節移住」のように、一定の期間を決めて地域に滞在される方。または移住される方用の住宅を建てる方

問い合わせ先 旭川市地域振興部地域振興課(北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階) TEL.0166-25-5316
 mail: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

どこの不動産屋に相談していいかわからない方へ



旭川市周辺の住まい探しは
IRI(アイアールアイ)

旭川市の土地・戸建て・マンション
 収益物件など不動産情報を取り扱っています。



ウェブサイトで
 情報発信中!



旭川嵐山移住生活体験住宅

旭川嵐山移住生活体験住宅は、郊外の江丹別町嵐山地域にあり、都市の利便性と豊かな自然に囲まれた暮らしを体感できます。

左記QRコードまたは
 「旭川嵐山移住生活体験住宅」で検索



対象者

- 市内での定住を希望する方
- 家賃、光熱水費等の支払能力がある方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと
- 旭川嵐山移住生活体験住宅の維持管理及び敷地内の基本的な維持管理(草刈り、通路の除雪等)を適切に実施できる方

家賃等の一覧表

料金区分	家賃	入居時期	リース料・光熱水費	合計
月額	35,000円	5月から10月まで 11月から翌年4月まで	30,000円 45,000円	65,000円 80,000円
日割り(端数日分)	1,200円	5月から10月まで 11月から翌年4月まで	1,000円 1,500円	2,200円 2,700円

※利用契約は1か月以上からとなります。
 ※リース料は、備えつけの家具・家電の使用料です。

問い合わせ先 旭川市地域振興部地域振興課(北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階) TEL.0166-25-5316
 mail: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

あさひかわ転入者の会(A転会)



旭川市に転入された方同士の情報交換や交流の場としてあさひかわ転入者の会(A転会)を実施しています。



旭川市に移住しておおむね5年以内の方の交流を目的に、1年に数回旭川市内で交流会やイベントを実施しています。移住してきた方同士、新たな出会いがあったり、ちょっとした困りごとの相談や情報の共有など、よりよいあさひかわライフに役立ててください!

問い合わせ先 旭川市地域振興部地域振興課(北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階) TEL.0166-25-5316
 mail: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

あさっくる

旭川への移住に役立つ情報サイト。
 あなたの移住をサポートします!



右記QRコードまたは
 「あさっくる」で検索



旭川移住促進協議会

起業支援

起業情報

一般財団法人旭川産業創造プラザ(施設名:旭川リサーチセンター)

一般財団法人旭川産業創造プラザ(施設名:旭川リサーチセンター)では、これから創業するあるいは創業間もない方、さらには新たな事業分野の開拓などを支援しているほか、施設内にインキュベーションを運営しています。

問い合わせ先 旭川リサーチセンター TEL.0166-68-2820



Asahikawa Harete(旭川はれて)

2022年に旭川市の中心部「買物公園」にオープンした複合商業施設「Asahikawa Harete」。旭川の中心市街地での起業を目指す方へ、出店者の負担を大きく減らす仕組みを導入し、若者が出店にチャレンジしやすいよう工夫されています。

問い合わせ先 <https://www.asahikawaharete.com>



起業支援

これから新たに事業を始めようとする方や、事業を開始してから間もない企業の方が利用できる事業資金です。

貸付限度額 運転資金、設備資金合わせて4,000万円

貸付利率 期間 5年以内:固定金利1.4%
期間10年以内:固定金利1.7%

補助制度 信用保証料:50%補助(上限100万円)
利子補給 :借入当初2年間の支払済み利子の全額

対象者 事業を営んでいない(又は開業後1年未満の)個人で、
●市内で新たに事業を開始するもの
●市内で新たに会社を設立し、事業を開始するもの

問い合わせ先 旭川市経済部経済総務課金融支援係(旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階) TEL.0166-25-7042
mail : keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

旭川でいっしょに働きませんか？

旭川で働くには
「はたらくあさひかわ」で

旭川で働きたい人や、Uターンしたい人を応援したり、地元で楽しくはたらく場所を探すあなたに、充実したおしごとを情報を提供します



ウェブサイトで
情報発信中!



就農支援

豊かな自然、人口32万人の都市機能。あなたの「理想の就農」を応援します。

旭川の農産物

旭川は北海道有数の米産地です。また、都市近郊という恵まれた立地と冷涼な気候を生かし、60種類以上の野菜や花、果物、畜産など多くの品目が生産されています。

農家数 1,116戸 (2020.2)



各種支援制度

就農相談から農作業体験や研修先の受入調整、就農計画作成や各種補助制度による支援を行っています。

+ 経営発展支援事業[市独自助成]

新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)の自己負担相当額について助成します。

補助金額 125万円(最大)

+ 農業研修生住宅費 助成事業補助金

農業研修中の賃貸住宅の家賃の一部を助成し、生活費の負担を軽減します。

補助期間 農業研修期間中(最長2年間)

補助金額 30万円(年間最大)

補助率 50%以内

+ 実地栽培研修の実施

農業研修2年目に、農協などが建てたハウスを利用して実地栽培研修を実施します(無償)。就農後の具体的なイメージを実施できるので、早期の経営安定化に繋がります。さらに、研修で利用したハウスは、就農後も引き続き利用することができます(有償)。

+ 新規就農者の飛躍を後押しする補助金

就農4~10年目の方のうち、一定要件を満たした新規就農者を対象として、経営規模拡大のための投資や新分野の導入、販路拡大などに係る費用の一部を助成し、さらなる経営発展を後押しします。

補助期間 就農4~10年目

補助金額 300万円(7年間累計)

補助率 50%以内

問い合わせ先 旭川市農政部農政課(旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎4階) TEL.0166-25-7417
mail : nousei@city.asahikawa.lg.jp